

2019 年度保育士修学資金貸付事業募集要項

1 目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。

2 応募資格

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に 2019 年度に在学される方で、次のいずれの要件も満たしている方です。

- (1) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から学費支弁が困難な学生。
- (2) 原則として県内の市町村に住民登録をしている方又は県内の養成施設等で修学する方。
- (3) 養成施設を卒業後に保育士となり、島根県の区域、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域、又は東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）等、別表に定める区域及び施設等において、保育の業務に従事しようとする方。

3 募集人数

50 名程度（一次募集…40 名程度、二次募集…10 名程度）

※所得の低い方を優先して貸付けます。

※一次募集で募集枠に達しない場合、二次募集の枠を追加することがあります。

4 貸付条件

(1) 貸付期間

貸付期間は 2 年間を限度とします。ただし、修学期間が 2 年間を超える養成施設に在学している場合であっても、貸付額(月額及び生活費加算額の合計)の範囲内であれば、修学期間を貸付期間とすることができます。

(2) 貸付限度額・募集期間

区 分	貸 付 額	募 集 期 間
《ア》生活保護世帯 《イ》アに準ずる方*1	月 額 50,000 円以内 入学準備金 200,000 円以内 就職準備金 200,000 円以内 生活費加算*2	○一次募集 2018 年 12 月 3 日（月） ～2019 年 1 月 31 日（木） ○二次募集
《ウ》その他の方	月 額 50,000 円以内	2019 年 4 月 1 日（月） ～2019 年 5 月 17 日（金）

* 1 生活保護基準のうち生活扶助費第 1 類及び第 2 類の合計額（世帯全体の額）の 1.7 倍以下の収入の世帯

* 2 生活費加算は生活扶助基準の居宅（第 1 類）に掲げる額以内（申請時の居住地及び年齢により異なります）。

(3) 貸付利子

- 無利子
- 返済期間を過ぎても返済が済んでいない場合は、その残額に対して年5.0%の延滞利子がかかります。

(4) 連帯保証人

- 修学資金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人を1名立てなければなりません。
- 修学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人は父母等の法定代理人でなければなりません。

5 借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、次の必要書類を「12 書類の提出先及びお問い合わせ先」まで提出してください。

なお、「ア 生活保護世帯」の方は、担当の市町村福祉事務所経由で提出ください。

【一次募集】

提出書類	ア 生活保護世帯	イ 生活保護世帯に準ずる方	ウ その他の方
保育士修学資金借入申込書 (様式第1号)	○	○	○
住民票の写し(世帯全員分)	○	○	○
学業成績優秀を証明する書類(借入申込者が高校生の場合)	○ (高校の調査書)	○ (高校の調査書)	○ (高校の調査書)
就学意欲・就労意思等確認書(様式第3号)※借入申込者が高校生以外の場合	○	○	○
生活保護受給者証明書(世帯全員分)	○	/	/
福祉事務所の意見書	○	/	/
世帯内の成人の全員分及び未成年者のうち収入がある方の所得証明書	/	○	○
連帯保証人の所得証明書(連帯保証人が別世帯の場合)	○	○	○
離職証明書(45歳以上の方)	○	○	○

【二次募集】

提出書類	ア 生活保護世帯	イ 生活保護世帯に準ずる方	ウ その他の方
保育士修学資金借入申込書 (様式第1号)	○	○	○
住民票の写し(世帯全員分)	○	○	○
生活保護受給者証明書 (借入申込者を除く)	○		
借入申込者の生活保護廃止を証明する書類(2019年3月まで生活保護を受給していたことの証明)	○		
福祉事務所の意見書	○		
世帯内の成人及び未成年のうち収入がある方の所得証明書		○	○
連帯保証人の所得証明書 (連帯保証人が別世帯の場合)	○	○	○
養成施設の長の推薦状 (様式第2号)	○	○	○
離職証明書 (45歳以上の方)	○	○	○

6 貸付内定・決定及び資金交付

- (1) 一次募集の後、貸付を審査する保育士修学資金等運営委員会での意見を受けて貸付内定を決定することとなり、貸付が内定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。貸付が内定した方は、養成施設への入学後に在学証明書の提出を受けて貸付決定し、借用書の提出を受けた後、初回分(4月～9月分、入学準備金)を送金します。以降の半期ごとに在学証明書の提出を受けた後に各6ヶ月分を交付します。
- (2) 二次募集の後、貸付を審査する保育士修学資金等運営委員会での意見を受けて貸付決定することとなり、貸付が決定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。貸付が決定した方は、借用書の提出を受けた後、初回分(4月～9月分、入学準備金)を送金します。以降の半期ごとに在学証明書の提出を受けて各6ヶ月分を交付します。

7 返還の免除

【返還債務の当然免除】

- (1) 修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全部を免除します。

① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、島根県の区域において引き続き一定期間*³ 保育所等において児童の保育等の業務に従事したとき。
(ただし、産休や育児休業の期間は業務従事期間には算入しません。)

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

*3 通常は5年間ですが、下記のいずれかの条件を満たす場合は3年間となります。

① 過疎地域(下表参照のこと。)において保育士の業務に従事した場合。

松江市のうち美保関町、出雲市のうち佐田町・多伎町、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

② 養成施設への入学時に45歳以上の方であって、離職して2年以内の方である場合。

【返還債務の裁量免除】

(2) 修学資金の貸付を受けた方が次に該当し、免除の必要があると認められる場合は、返還額の全部又は一部を免除する場合があります。

① 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

② 県内において2年以上保育所等において児童の保育等の業務に従事したとき。

その際、借受人の状況を十分に把握のうえ個別に適用するほか、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお返還が困難であるなど真にやむを得ないと認められる場合で借受人の状況を十分に把握のうえ個別に適用します。この場合、本人の事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。

8 貸付契約の解除

借受人が次の各号に該当して、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除することとします。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

9 修学資金の返還

修学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)には、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内(やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内)に修学資金を返還することとなります。

なお、「7 返還の免除」又は「10 返還の猶予」に該当する場合は、修学資金の全額または一部の返還が猶予ならびに免除されます。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内の保

育所等で児童の保育等の業務に従事しなかったとき。

(3) 県内の保育所等で児童の保育等の業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

10 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予することができます。

(1) 県内の保育所等において、児童の保育等の業務に従事しているとき。

(2) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

※産前・産後休暇や育児休業の期間中も返還を猶予することができます。

11 その他

他の貸付事業との併給については次の通りとなります。

■ 併給可能

日本学生支援機構の奨学金

島根県育英会奨学金

日本政策金融公庫等その他の教育ローン

■ 併給不可

母子父子寡婦福祉資金

生活福祉資金

求職者支援(職業訓練、教育訓練等)を利用される方

その他国費による貸付や給付を受けられる方

12 書類の提出先及びお問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ5階

TEL：0852-32-5953 FAX：0852-21-0798

E-Mail：shikin@fukushi-shimane.or.jp

H P：<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

(別表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務従事区域及び施設等

1 業務従事区域
(1) 島根県の区域
(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域 国立児童自立支援施設等 ※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。
(3) 東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)

2 業務従事施設等

(1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア 教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ (3)に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

(4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの

(5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、児童福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第11号）第1条の32の3で定める施設

(6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業及び同法同条第2項の届出を行ったもの

(7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、児童福祉法施行規則第1条の8に該当するもの

(8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設

(9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア 法第59条の2の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

(10) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業